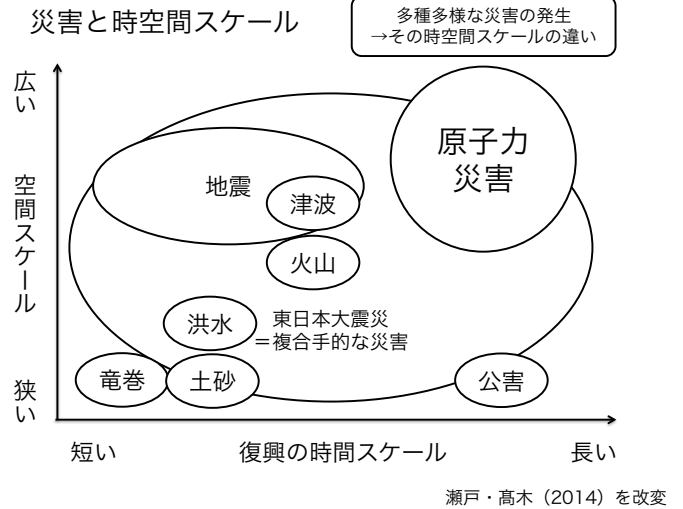


過去の災害の経験からみえること
 ～2000年三宅島雄山噴火の経験・水俣58年間の経験

1. 災害とは

- ・災害の事例
- ・災害と時空間スケール
- ・復旧復興の過程とモザイクモデル



2. 三宅島の経験

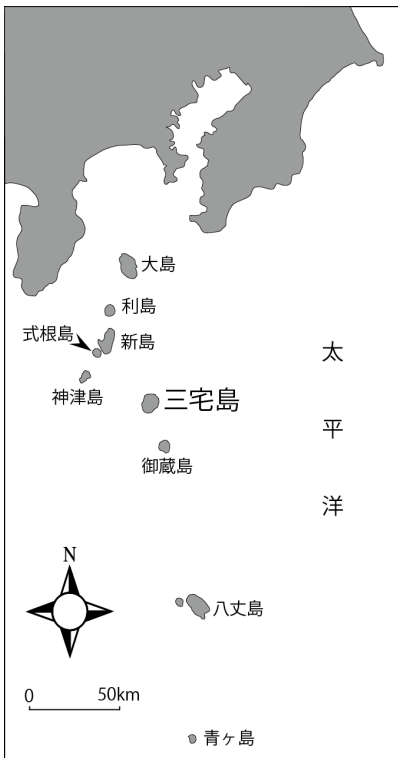
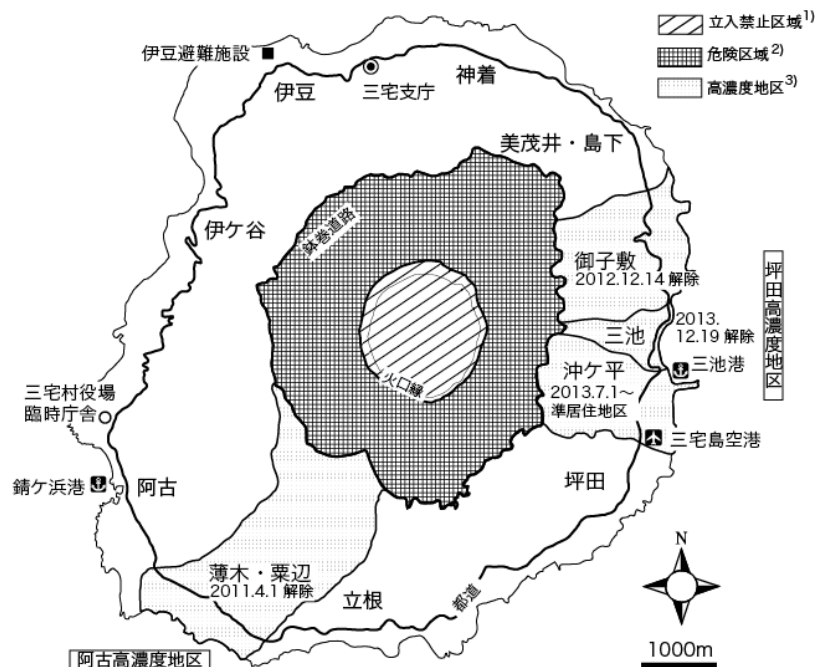


図 三宅島の位置

- ・2000年雄山噴火の経緯
- ・災害復旧と島民帰島
- ・帰島にともなう規制区域の設定
- ・二酸化硫黄（火山ガス）対策

Stage	被災地での事象	人間生活への影響
0	災害発生・応急対応	被災・緊急避難
1	激しい災害の終わり 応急的な復旧	仮の生活
2	永続的な復興計画の作成	日常生活を取り戻す準備
3	永続的な復興計画の実行	日常生活を取り戻す過程
4	一つの災害としての経験の終了・継承へ	日常生活の再開・災害により顕在化した社会問題への取り組み



注
 1) 立入禁止。ただし、火山学者および研究者等の立ち入り可能。
 2) 立入禁止。ただし、復旧作業に係る関係者は立ち入り可能。
 3) 原則立入禁止および居住禁止。ただし、島民の生活上必要不可欠な行為等については、条件を付した上で、立ち入り可能とする。

- ・三宅島の復興過程（人口・産業）
- ・帰島から9年
- ・三宅村と川内村の比較

3. 水俣の経験

- ・水俣の位置

三宅村と川内村の被災状況の比較（1）

	三宅村	川内村
立地条件	離島（伊豆諸島）	中山間地域（過疎地指定・阿武隈山地）
人口規模（被災前→後）	人口 3,828→2,832→2,711 世帯数1,722→1,697→1,682 95年国調→06・12年住基台帳	人口 2,820→2,811 世帯数950→1,113 10国調→12住基台帳 ※村在住者：約500（13年10月） ※週4日村滞在者：約1400
災害の種類	火山災害（噴火・降灰・泥流・火山ガス等）	地震災害（大きな被害は無し） 原子力災害（土壌汚染等）
帰村までの期間（避難期間）	4年5ヶ月（00年9月～05年2月）	11ヶ月（11年3月～12年2月）
主な物流手段	定期船1隻・貨物船2隻による輸送（輸送力に限界がある）	相双地域・いわき市・郡山市との広域ルート（トラック輸送）
賠償等	商業者には特になし（村民には一時金支給） 都営住宅等	原子力災害に伴う賠償あり 応急仮設住宅 一般賃貸住宅借上制度

三宅村と川内村の被災状況の比較（2）

	三宅村	川内村	
被害状況	災害原因の状況	ある程度沈静化	復旧の見通し立たず
	広域行政圏の崩壊	なし（島単独）	あり
	地域産業の喪失	あり	あり
	物流ルートの途絶	あり（船舶）	あり（道路交通）
	地域コミュニティの崩壊	あり	あり
帰還住民の状況（帰還直後）		約7割帰還	約半数
帰還後の課題	制限区域の設定	あり→ほぼ解消	あり
	人口減少	深刻化	深刻化
	少子・高齢化の状況	深刻化	深刻化
	出生率の状況	深刻化→回復傾向？	不明
	耕作放棄地の拡大	深刻化	深刻化？（調査中）
	雇用問題	あり	あり
	産業の衰退	あり	あり
	物流ルートの回復	回復（船舶）	一部のみ
	地域コミュニティの回復	途上	途上
	災害からの復興		途上

- ・水俣病とは？

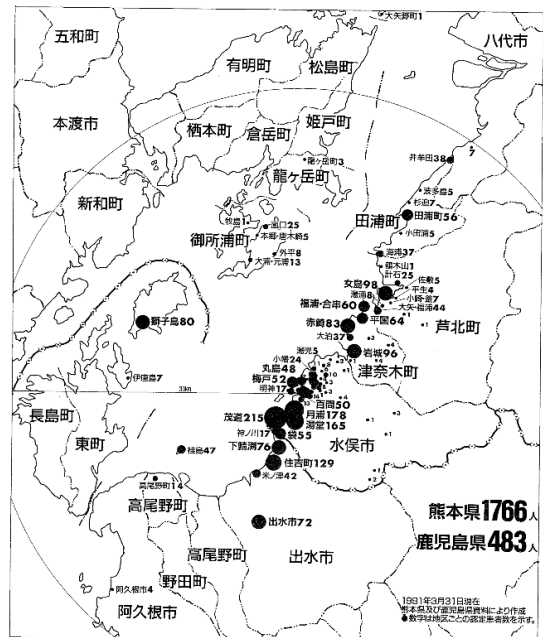
- ・健康被害としての側面

- ・「公害」としての側面

- ・「社会的課題」としての側面

- ・水俣病と福島県との個別性と共通性

これまでに認定された人びと



有機水銀流出当時、不知火海沿岸には約30万人の人びとが暮らしていたことから、何らかの健康被害をうけた人びとは数万人に及ぶともいわれている。こうした人びとのうち、認定され補償金を受けとることが出来た人は、ほんの一部にすぎない。発病しながら、その原因も知らず死んでしまった人たちの数は、永久に明らかにはならない。

出典：(財)水俣病センター相思社編（2004）：『絵で見る水俣病（改訂版）』より

表 水俣病年表（公式確認から第一次訴訟まで）

年代	事項
1956.5.1	田中義光さん宅長女（当時5歳11ヶ月）、次女（同2歳11ヶ月）発症 チッソ付属病院（細川一院長）入院（4月21日・23日） →水俣保健所への届出「水俣市の漁村地区に原因不明の中樞神経疾患が多発している」
1958.9	チッソ水俣工場・水銀を含む排水を、百間排水溝から水俣川河口の八幡残渣プールへ変更 ※汚染が水俣湾のみならず、不知火海全域に拡大。患者の範囲も拡大する原因となる
1959.11.12	厚生省水俣病食中毒部会による答申「水俣病は水俣湾およびその周辺に生息する魚介類を大量に摂取することによって起こる主として中樞神経系統の障害される中毒性疾患であり、その主因をなすものはある種の有機水銀化合物である」→翌日委員会解散・排水対策なされず
1959	漁業による「漁業回復宣言」（1973年の漁獲禁止まで再び魚介を食べ始める） ※チッソの対策も、魚介類の水銀値の低下も、汚染魚の食用制限もなされていない状態での再開
1959.12.30	寺本熊本県知事らの「水俣病紛争調停委員会」のあっせん案（見舞金契約）受諾 死者30万円、年金成人10万円、未成年者3万円 「今後、水俣病の原因がチッソであると確定しても新たな補償要求はしないこと、もし、チッソと無関係であることが分かったときは補償を直ちに打ち切る」→1978年判決で無効とされる ※のちに問題となる「認定制度」が確率、水俣病の診断を「委員会」に独占させてしまう
1959.12	チッソは「浄化装置」を設置（のちに水銀除去には役立っていなかったことが判明）
	「水俣病はおわった」との雰囲気 ただし、正式に届けを出したり、認定される患者が出なくなっただけ ※現実には患者は発生していた
1952	胎児性水俣病の問題発生
1965.6	新潟水俣病発見（昭和電工鹿瀬工場・アセトアルデヒド工場排水が原因＝チッソと同じ原因）
1968.5	チッソ水俣工場、アセトアルデヒドの生産停止（1932年以来の生産を停止）
1968.9.26	園田直厚生大臣による公式見解「熊本水俣病はチッソ水俣工場のアセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物が原因である」
1969.2	厚生省が第三者機関「水俣病補償処理委員会」設立、白紙委任を条件にあっせんに乗り出す。 患者団体は、機関に一任する「一任派」と、自主交渉を主張する派に分裂
1969.6.14	自主交渉派29世帯112人が熊本地方裁判所に総額6億4239万円の慰謝料請求提訴
1973.3.20	原告勝訴判決 重症1800万円、次いで1700万円、軽症1600万円

さまざまな災害・公害にみる被災～復興の過程

Stage	Chapter	原子力災害	地震災害	津波災害	火山災害	水害	土砂災害	竜巻災害	公害
0	1	事故発生・放射性物質の大気中への放出	地震発生	地震による津波発生	火山噴火	多様の降雨による河川の氾濫、内水氾濫	多量の降雨、地震による崩壊	竜巻の発生	人的被害の発生（原因不明）
	2	社会的な機能停止、避難指示・屋内待避、高線量被曝による人的被害	建物の倒壊、ライフライン破損、火災発生、人的被害	建物流失、浸水、インフラ破壊、火災発生、人的被害	火山降下物による被害、火山泥流、融雪泥流、土木工作物への被害、人的被害	破堤、溢水、床上・床下浸水、建物の流失、田畑の被害、人的被害	山体の崩壊、崖の崩落、土木工作物への被害、人的被害	建物被害、インフラ破壊、人的被害	原因究明、原因企業等の妨害、行政機関対応のまずさ、人的被害の継続
	3	避難所	避難所	避難所	避難所	避難所	避難所		（患者の隔離）
1	1	大まかな線量測定	瓦礫等の撤去・処理	瓦礫等の撤去・処理	復旧作業	復旧作業	復旧作業	復旧作業	原因究明
	2	規制地域指定	復旧作業	復旧作業・規制地域指定	規制地域指定				
	3	応急仮設・みなし仮設	応急仮設・みなし仮設	応急仮設・みなし仮設	応急仮設・みなし仮設	応急仮設・みなし仮設	応急仮設・みなし仮設		
2	1	「仮置き場」確保、除染計画、除染	復興計画	復興計画（高台移転・堤防再建）	復興計画（砂防関係・集落移転）	対策計画	対策計画		対応策検討
	2	復興計画							環境再生
	3	移住の選択	移住の選択	移住の選択	移住の選択	移住の選択	移住の選択		移住の選択
3	1	帰還開始	計画実施	計画実施	計画実施	対策工事	対策工事		賠償
	2	賠償	復興公営住宅	復興公営住宅	帰還開始	復興公営住宅	復興公営住宅		訴訟
	3	訴訟			復興公営住宅				救済施設
	4	復興公営住宅							
4	1	経験の継承	経験の継承	経験の継承	経験の継承	経験の継承	経験の継承		経験の継承
	2	人口減・高齢化	人口減・高齢化	人口減・高齢化	人口減・高齢化	人口減・高齢化	人口減・高齢化		被害者の高齢化
	3	低線量被曝による人的被害の発生？			若年層の帰還				人口減・高齢化

瀬戸・高木（2014）より